



共同実施だより

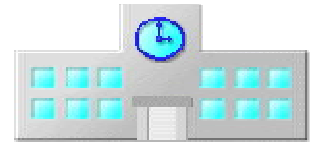
5号

平成19年10月30日発行
10支部共同実施会（経営サポート班）

朝晩冷たい風が吹くようになりました。今回の共同実施だよりは「就学援助制度について」です。

就学援助ってなに？

就学援助とは、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する制度です。
(ただし、学校預かり金を免除するものではありません。したがって、学校預かり金に未納がある時は援助費を未納分に充てる場合があります。)



援助を受けられるのはどんな人？

静岡市内の公立小・中学校に児童生徒が通っている世帯で、市が収入等の基準により認定した方。

(注)住宅ローン・自家用車のローン等の債務の返済については考慮できません。

援助の内容を教えてください？

援助費の種類と支給予定額(年額)は次のとおりです。

費目		小学校		中学校	
		準要保護	要保護(生活保護)	準要保護	要保護(生活保護)
学通学用品費	1年生	11,100		21,700	
	その他	13,270		23,870	
通学費		実費		実費	
体育実技用具 (部活不可)	柔道			実費	
	剣道			実費	
入学準備金(1年生)		19,900		22,900	
修学旅行費		実費	実費	実費	実費
校外活動費	泊有	上限 3,470		上限 5,840	
	泊無	1,510		2,180	
給食費	完全	実費		実費	
	ミルク	実費		実費	
医療費		実費	実費	実費	実費

どうすれば申し込めるの？

申し込みを希望される方は、

- (1) 各公立小中学校に備えてある申請書に必要なことがらを記入
- (2) 該当理由を証明する書類(写しでもよい)を添付
- (3) この児童・生徒は、該当するのでは？…事務職員まで相談してください。

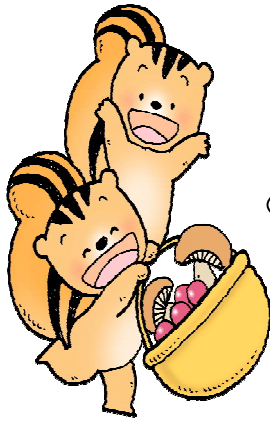


いつ支給されるの？

就学援助の支給は、年3回(9月・1月・3月)です。ただし、入学準備金の支給は7月です。

平成19年分 年末調整の準備を！！（お知らせ）

年末調整の時期が近づいています。各証明書の準備をお願いします。



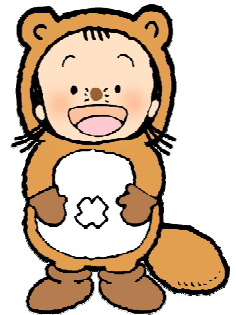
生命保険（一般用・個人年金用）・地震保険の年末調整用証明書の準備をお願いします。個人年金保険に加入していませんか？
一般用とは別ですよ！

今年の変更点

「損害保険料控除」から「地震保険料控除」に変更され短期損害保険料控除が無くなりました。

国民年金保険料等の証明書が11月に入ると自宅に届きます。保管しておきましょう！大学生等のお子さんの保険料を負担している場合は申告できますよ！

配偶者・被扶養者で収入のある方は、証明書が必要になります。後日、事務職員より配布される用紙を職場で証明してもらいます。よろしくをお願いします。



住宅借入金の控除をする方は、初年度に確定申告をしているはずですよ。
税務署から送付された用紙のうち、「平成19年分申告書」に必要事項を記載しておいてください。

年末調整の申告書・説明書等は11月初旬に配布いたします。



はじめまして！？！？

まだ、見慣れていませんね！
10支部共同実施のマークです。

発展と展望を意味しています。

発 展.....より進んだ段階へ
展 望.....将来に明るい希望を
もてる共同実施
8 の 8人の事務職員の意欲を象徴

10支部

